



ていないでしょうか。

○植松政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明させていただきましたけれども、樋門とポンプ等についてICT等を活用した遠隔操作等もありますので、まさに執行体制がなかなか厳しい状況等を踏まえて、しっかりとDXを使いながら効率的な操作を推進してまいりたいと思っております。

○鈴木敏分科員 私が伺ったのは、国が管理する気があるのかということなんです。ここについては継続して検討していただきたいと思っております。

そして、時間の都合上、最後に、大臣にお伺いします。

今まで、るる、いろいろな災害についての各論を申し上げました。そして、次も必ず災害は何かしら発生をいたします。残念ながら、今年も恐らく何かが起こってしまうと思います。そして、そういうときにいつも国会で議論になるのは、早期に開いて、そのときに災害に対する様々な法案を作って、提出して、審査して、審議の上で成立をさせて皆様にお届けをしています。これは非常に私は非効率だと思えます。

これだけ毎年毎年様々な災害が発生する国において、その地震や災害の名前を冠した法律を毎回立てる必要があるのか。我が国として、国が管理する部分は恒久法として、災害対策の法律、基本法ではなくて、どういうふうなときにどうします、大きい条文でも構わないと思えます、多府省にわたっても構わない、そういう法律を是非防災担当の観点から立案をしていただいて、国全体で国を災害から守っていくんだ、こういう決意を是非いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○二之湯国務大臣 災害にはいろいろな災害がございます。大雨、あるいは豪雪、さらには地震、津波、そして噴火など非常に幅広いものがございます。災害対策についても、予防から応急対策、あるいは復旧復興までの様々な段階があ

るわけでございまして、また、対応に当たる関係省庁も非常に多岐にわたっているわけでござい

ます。このため、災害法制についても、これまで、災害が発生したたびごとに様々な法制が制定されてきて、今委員御指摘のとおり、いろいろな法律があるということでもございます。実際のところ、今までそういう法制が多岐にわたったことは、なかなかこれを否定することはできないわけでございまして、けれども、しかしながら、個々の法令によりきめ細かな対応もまた必要な面があるわけでござい

ます。こういう場合、緊急事態で大きな法律を作って強制的にやるといこともまたいろいろな抵抗があるわけでございまして。だから、なかなか一朝一夕に行えるものではないかもしれませんけれども、何が効率的であるかということも、やはりそういう観点を忘れてはならないわけでござい

ます。委員御指摘の点も踏まえて、災害法制が広く理解されるようにひとつ勉強してまいりたい、このように思っております。

○鈴木敏分科員 災害は必ず発生いたしますので、是非よろしく願っています。

○島尻主査 次に、内閣所管について審査を進めたいと思います。

○島尻主査 次に、内閣所管について審査を進めたいと思います。

質疑の申出がありますので、これを許します。

○階分科員 立憲民主党の階分です。よろしくお願いたします。

最初に、日銀の金融政策について日銀総裁にお伺いします。

今国会で二度ほどやり取りさせていただきました。今日お配りしている資料の左側に前回の質疑で使った資料を縮小してつけさせていただいていただけますけれども、貸出残高は伸びているにもかかわらず

らず業務粗利益が減っている、これは地域金融機関の業績なんですけれども、この点について、私が二月二日の予算委員会では、地域金融機関の利益が減少している一因となっているのは異次元金融緩和ではないかということを探しました。それに対し、日銀総裁は、強い声で、認めませんというお答えでした。

しかし、異次元金融緩和の下でこれほど長く超低金利が続いていなければ地域金融機関の利益が減少することはなかったのではないかというふうにかえります。この点、もう一度総裁の考えをお聞かせ願えればと思います。

○黒田参考人 地域金融機関の預貸利ざやは長期的に低下傾向にありますけれども、これは、第一に、地域の人口減少を背景とした趨勢的な借入れ需要の減少やそれに伴う金融機関間の競争激化といった構造要因、第二に、低金利環境の長期化が影響していると思えます。

一方、二〇一三年以降の大規模な金融緩和は、昨年三月の点検でも確認したとおり、経済活動を明確に押し上げ、物価が持続的に下落するという意味でのデフレではない状況を実現しました。このことは、前向きな設備投資のための借入れ需要の拡大を通じて貸出量の増加につながったほか、企業の財務改善や倒産の減少を通じて信用コストの減少に寄与してきたと考えています。さらに、金融資本市場の改善が有価証券関連損益にもプラスの影響を及ぼしてきたというふうに見られます。

仮に、二〇一三年以降の大規模な金融緩和が行われなかった場合を想定しますと、経済の停滞が長期化し、デフレも継続していたと考えられるため、金融機関経営にも相応のマイナスの影響を及ぼしていたと推察されます。

日本銀行のイールドカーブコントロールは、従来から申し上げているとおり、金融仲介機能への悪影響をできるだけ抑制しつつ、経済、物価へのプラス効果が大きくなるよう最も適切なイールドカーブの形成を実現するための金融政策の枠組み

であります。

日本銀行としては、イールドカーブコントロールの下で強力な金融緩和を粘り強く続けていくことが、二%の物価安定の目標を目指す上で最も適切であるというふうにご考えております。

○階分科員 確かに、量的緩和でお金が市場に供給されて貸出残高が増えたというところはあったかもしれませんが、にもかかわらず、業務粗利益が減っているということがこのグラフから明らかになってます。これはやはり、超低金利が二年と言っていたものがずっと長く続いてきた、その悪影響だと考えます。これはもう紛れもない事実だと思えます。

逆に、そういうことが分かっているからこそ、最近では、マイナス金利とは裏腹に、地域金融機関の経営を支えるような手だても講じていますよね。

例えば、今日掲げています三ページ目にありますけれども、最近始まった気候変動対応オペブです。この気候変動対応オペブ、いわゆるグリーンファイナンスに対して日銀がゼロ%で資金調達をできるようにする。そして、かつ、ゼロ%で調達した金額に対応する部分について当座預金についてマイナス金利がつかないような配慮もする。こういう内容です。

これは、本来であれば、グリーンファイナンスを後押しするというのであれば、新規にグリーンファイナンスを行った部分についてこういう特別な優遇措置をすればいいと思うんですが、右側を見ますと、二〇二一年九月末の残高に對してこうした優遇措置を講じています。既に貸出しが行われたものに対して優遇措置を講じて、新たなグリーンファイナンスを引っ張ってくる、そういう効果は期待できないわけですね。

何で過去のものについてこういう優遇措置を講じなくちゃいけないんですか。これは、あたかも、過去の超低金利で経営的にダメージを被った金融機関に対する支援というふうに取り扱われるん

ですけれども、どうでしょうか。

○黒田参考人 御指摘の気候変動対応オベというものは、気候変動問題への金融政策面への対応として導入されたものでありまして、金融機関の収益支援とか金融緩和のいわゆる副作用対応として行っているものではありません。気候変動とそれへの対応というのはかなり中長期にわたるということで、これは、経済、物価、金融情勢に極めて大きな影響を及ぼし得るわけでございます。

そこで、気候変動対応オベを昨年から始めたわけですが、これは、民間における気候変動対応を支援するという趣旨に鑑みまして、金融機関から我が国の気候変動対応に資する融資の残高の報告を受けて、その金額の範囲内で資金供給をする仕組みとなっております。

先ほど申し上げたように、気候変動対応は長期にわたるということで、その融資も長期である場合が多いわけでして、本オベは二〇三〇年度まで利用可能な仕組みとしております。融資の実行時点にかかわらず、長期にわたりバックファイナンスを提供することは、民間の継続的な取組を促すことにつながるというふうに考えております。

実際、本オベの導入を機に、気候変動対応に資する融資を積極化する金融機関も、もう見られております。本オベがそうした民間の取組を後押しする呼び水としての役割を果たすということも期待しているわけでございます。

○階分科員 だから、呼び水としてこれをやるのであれば、バックファイナンスをやるのであれば、九月二十二日に気候変動対応オベの概要というのが発表されていますけれども、右側に、十二月二十三日に実際にオペレーションの実施結果というのがある、ここに対象融資の残高、真ん中下辺りに書かれてあって、九月末のものなわけですよ。

要は、このオベが始まるずっと前からやっていたものに対してなぜかバックファイナンスをしてゼロ％の調達を行わせ、かつ、マイナス金利の当

座預金を減らす、そんなことをやるわけですね。要は、いろいろおっしゃいましたけれども、地域金融機関の経営を助けているということは紛れもない事実でしょう。それは否定できないと思いますよ。いいですか。こういうことをやらないと回らなくなっているというのが、今の異次元金融緩和です。

それで、この異次元金融緩和は、金融機関の経営を苦しめているだけではないで、日銀自らの経営も苦しめていると思えます。異次元金融緩和で日銀のバランスシートはどんどん肥大化して、昨年九月末時点の段階では、日銀が持っている保有国債は簿価ベースで五百二十八兆というふうになっています。しかも、その五百二十八兆の簿価のうち、保有長期国債の平均利回りは〇・二二六％というのが、昨日、財務金融委員会が総裁が答弁されていました。我が党の野田議員への答弁だったと思えます。

そうすると、五百兆ぐらいで〇・二％の利回りということであれば、大体、年間の運用益が一兆円ぐらいですよ。一兆円ぐらいで、今、当座預金も大体五百兆以上あるわけですよ。五百兆以上あって、今は、マイナス金利とか、ほぼ、トータルで見ても、当座預金で日銀は金融機関に対して利息を払わなくて済んでいるわけですから、これが、仮に政策金利を上げて政策金利が一つぐらいいなったら、五百兆の〇・二％といったら五兆円です。運用益が一兆円しかないのに、五兆円の当座預金利息を払ったら、これだけで四兆円の赤字ですよ。一％の利上げだけで済まないかも知れません。しかも、それが何年も続くとなると毎年毎年多額の赤字が出るということ、日銀の経営がどんどん厳しくなると、これでは、いざというときに、金融引締め、金融正常化どころか、何もできないんじゃないですか。

結局、今の金融緩和状態をだらだら続けないと日銀自体がもたない、そんな状況をつくっているんじゃないですか。お答えください。

○黒田参考人 金融政策は、基本的に、二％の物

価安定目標を実現するという観点から行っているわけでありまして、足下では物価上昇率は〇・五％程度にとどまっておりますし、政策委員会の委員の中央見通しでも、二二年度、二三年度とも一・一％程度という見通しになっておりまして、現時点で、いわゆる出口、バランスシートの調整とか政策金利の調整を検討するという段階にありません。

したがって、今の状況で云々するわけではありませんが、仮に出口ということになれば、御指摘のように、日銀当座預金に対する付利金利の引上げなどによって支払い金利が上昇するということも考えられます。

もっとも、そうした局面においては、経済、物価情勢の好転とともに長期金利も上昇していくというふうには考えられますので、日本銀行の保有国債がより高い利回りの国債に入れ替わることで受取金利も上昇していくというふうに見込まれます。

このため、支払い金利が受取金利を上回る利ざやの逆転が起きるかどうかが、起きる場合に日本銀行の財務にどの程度の影響をもたらすかについて、現時点で予測することは非常に難しいというふうには思います。

○階分科員 そんなこと、シミュレーションできると、皆さん、プロなんだから。大体、皆さんの持っている保有国債の平均残存期間って、今、何年ぐらいなんですか、七年ぐらいですか。五百兆を持っていて七年で入れ替わるということ、年間七、八十兆円ずつ入れ替わると、確かに、金利が上がってきたら、七、八十兆円はそれだけの高い金利に置き換わるけれども、それ以外に古い、低い金利なわけですよ。他方で、当座預金の金利は、いざ金利を引き上げると、一遍に五百兆、一％とか二％上がるわけですよ。どう考えたって赤字になるわけじゃないですか。赤字になった影響はどうなるんですかということを開いているわけですよ。

赤字になって、それが続いていくと、日銀は自

分の首が絞まりますよ。そんなことを皆さんはやってきたんですよ。二年で終えていればこんなことはなかった。日銀が自分の首が絞まるようなことはなかったけれども、もう今、日銀自らが危うくなっているわけですよ。

それに加えて、今度、指し値オベというものをやっていますよね、二月十四日。海外の中央銀行が金融の引締めをやっている中で、日銀だけが逆行しているわけですよ。海外は金利を上げようとしているのに、日銀は金利を抑えようとしている。かなり無理なことをやっています。かなり無理なことをやるといことは、金利を抑えるためには相当多額の市場介入をしなくちゃいけない。今回、二月十四日の指し値オベは、幸いなことに応札する人がいなかったで、日銀はお金を使わなくて済みましたが、もしこれが指し値オベにどんどん申し込んでくる人がいたら、大変なことになりますよ。

過去の指し値オベの実績というのが二ページ目の右下の方に書いていますけれども、過去にある程度長い期間の国債を指し値オベで買ったケースが大体、今回を除くと、六回あるわけですね。六回あって、トータルでも七兆円ぐらいですよ。一番多い買入れ額でも、一回当たりの一兆五千億程度、一回一回一兆六千億というふうになっています。ただ、今回はそれと全く桁違いの大きな指し値オベになる可能性があるんじゃないかと見ています。

これは総裁にお聞きしますけれども、長期金利が〇・二五％を上回りそうな状況になれば、何度でも無制限の指し値オベ、やるつもりなのかどうか、これをお尋ねします。

○黒田参考人 現在、日本銀行が実施しておりますイールドカーブコントロールは、ゼロ％程度という長期金利の操作目標をプラスマイナス二・五％程度の一定の変動を許容しつつ実現するため……(階分科員 今、二・五％と)と呼ぶプラスマイナス〇・二五％程度の一定の変動を許容しつつ実現するために、上限を設けなければならない長期

国債の買入れを行うという枠組みであります。

コントロールに必要な実際の買入れ額は、御指摘の指し値才による買入れ分も含めて、国債の需給環境あるいは市場動向に応じて変わり得るわけでありまして、その結果として、日本銀行の保有国債残高が増加することも十分あり得るわけですが、これでも、イールドカーブコントロールの下での国債の買入れは、やはり二%の物価安定の目標の実現のために必要な政策であるというふうに考えております。

○階分科員 質問に端的にお答えください。

そうすると、イールドカーブコントロールで、上限、長期金利〇・二五%を守るためには、この指し値才、何度でも金額無制限で実施するということがよろしいですね。

○黒田参考人 先ほど来申し上げておりますように、イールドカーブコントロールの下では必要な額の国債の買入れというものを行うわけですから、それは国債の需給環境とか市場動向において変わり得るわけです。

今回の場合は、御案内のとおり、海外の長期金利上昇の影響を受けてやや急速に上がったということ、異例の状況ではあったんですけども、そういう状況に対応して、指し値才という形で、ゼロ%程度というイールドカーブコントロールの状況を維持するようにしたことでありまして。

ですから、今後もそういった状況があれば当然こういうツールを使うということになると思えますけれども、基本は、先ほど申し上げたように、イールドカーブコントロールの下で十年国債の市場金利がゼロ%程度、プラスマイナス〇・二五%という範囲内で収まるように必要な国債の買入れを行っていくことが中心だと思えます。

○階分科員 要は、プラスマイナス〇・二五に収まるように幾らでも介入はするということなんです、そうだとすると、現在の海外の金融情勢などを見ていると、この買入れ、指し値才によつて、日銀の保有する低金利の国債がますます

増加して、更に日銀の金融政策が正常化する余地が遠のくのではないかと考えております。

私は、長期金利の〇・二五%という縛りがある程度緩めて、少し市場実勢に応じて上げる余地を残した方が、日銀の財務リスクの拡大を防げるし、冒頭申し上げましたとおり、地域金融機関の経営を助ける、つまり、金利のイールドカーブが少し立ってくる、ステイプ化することによって、収益機会が広がって金融機関にとつてもいいんじゃないかと思うんですね。

この長期金利の上限〇・二五%というのは見直す余地はないのか。ないとすれば、それはなぜなのか、教えてください。

○黒田参考人 先ほど来申し上げておりますとおり、我が国の金融政策も、また諸外国の金融政策もそうなんですけれども、物価の安定、具体的には、先進国はほとんど二%の物価安定目標を掲げて金融政策を運営しております。

そうした中で、米国の場合は七・五%ぐらいのインフレになっておりますし、欧州大陸でも五%ぐらいということですが、先ほど来申し上げているように、我が国の場合は〇・五%程度の物価上昇率ということで、こういった状況の下で、我が国がイールドカーブコントロールの金利を上げるといふ必要があるとは思っておりません。

ただ、イールドカーブコントロールを入れたときからそういうふうにならなければならぬんですけども、適切なイールドカーブ、つまり、二十年債とか三十年債の金利が下がっても、それが設備投資とか消費とかを刺激する効果というのには余りなくて、むしろ、年金基金とか、そういうところの収益を悪化させるという可能性があらわれますので、イールドカーブは適切な形で、極度にステイプ化する必要があるとは思っていませんが、一定の傾きを持つて、長期のものほど金利が高いという形にする必要があるというところは私もよく理解をしております。適切なイールドカーブをつくる、その適切さというのは、一方で、経済、物

価に対してポジティブな影響を与えつつ、他方

で、例えば、国債市場の機能度を過度に損なうことのないようにするというのを念頭に挙げて運営してまいりますので、もちろん、〇・二五%というのが未来永劫、絶対変わりませんと言つてもいいありません。

ただ、ゼロ%程度でやってきたところ、非常にマーケットが、プラスマイナス〇・一%ぐらいでほとんど動かなくなつていったものから、それはイールドカーブコントロールの趣旨からいって適切でない、一定程度の変動で国債市場の機能度というのを残しておく必要があるということでは、始めたわけですので、今、そのプラスマイナス〇・二五%を要するといつてもいいとは思いませんが、未来永劫、絶対変えられないというものではないと思ひます。

○階分科員 もう長過ぎるわけですよ、異次元の金融緩和。二年の約束がもう九年やって、しかも、今後も当面、物価は上がらないだろうということ、御自身の任期満了、来年の四月ですが、それまでは出口戦略は議論しないと、先日、毎日の新聞のインタビューに答えられていました。

これは、昨日、野田議員もおっしゃつていたことなんです、自らの失敗のツケを後任に回すことになると思ふんですよ。大変なツケだと思ひますよ。日銀の後輩の人たちも大変苦しむと思ひますね。そういうことについて、自責の念に駆られたりということはないんですか。

○黒田参考人 私どもは、経済、物価の動向を見ても、二%の物価安定目標をできるだけ早期に達成するために必要な措置というものをずっと考えてやってきたわけでありまして。

したがって、それが間違つていないというふうには思つておりませんし、そもそも、私の任期との関係で何か出口を取らなければならないということはないわけ、あくまでも、物価安定の目標を達成する状況になれば、当然のことながら、出口戦略について具体的に議論していくということになると思ひますが、そういうことについて、何かそれ以上のことを、責任を取れと言われても、そ

ういう立場にはない。あくまでも、その時々を経済、物価情勢を見て最も適切な金融政策を執行していくというのが政策委員会の義務であり責務であり、それを全力を挙げてやってきたということでありまして。

○階分科員 失敗を認める必要があると思ひますよ、いいかげん。何となく、二%目標を達成するために、異次元金融緩和をやつてくるんじゃないかと、異次元金融緩和を継続すること自体が目的になつてくる。そうならないでほしい。

だって、一頃までは必ず、四半期ごとの物価見通しでは、二年後ぐらいには二%になるような見通しを出していたのが、最近では、何年たつても二%に達しないかのような見通しを出して、異次元金融緩和、出口戦略を議論しなくてもいいような見通しをつくつていますよね。本当にこれは無責任だと思ひますよ。失敗を認めないし、かつ、出口戦略を議論しないことによつて難しいことから避けている。非常に問題だと思ひます。こういうことだと、やはり日銀の信用も危ういのかと思ひつています。

本当に私は、もうずっとこのことを議論してきましたけれども、普通の企業だったらあり得ないですよ。二年でやるということ掲げて、十年たつてもできないけれども何も私は悪くありません、こんなことは一般社会では成り立ちませんからね。おかしいと思ひませんか。何をいつまでも同じことをだたらだたら続けているのか。本当に改めて申し上げたいと思ひます。

日銀総裁、歸つて結構です。

時間がなくなつてきました、二之湯大臣にもお越しいただいてるので、公務員制度担当というところでお尋ねします。

公務員制度も大変なことになつていて、いわゆるキャリア官僚、志願者が激減しているんですね。昨年も激減しましたけれども、ピークに比べると約三分の一ですよ。昔は三十倍ぐらいの競争倍率があつたけれども、今はもう八・五倍とか、そんな形です。このままだと、本当に、優秀な人

がどんな公務員にならなくなつて、公務の持続可能性が危うくなつてしまします。

これをどうやって立て直すんですか。大臣の考えをお聞かせください。

〇二之湯国務大臣 今委員御指摘になりましたように、一九九九年は三十二・四倍の総合職の競争率があつたんですね。それが今やもう八・五倍に。若い優秀な人が国家公務員を志さなくなつたということは、大変我が国にとつてもゆゆしき問題だ、このように思つてるところでございます。

私は、国家公務員というのは大変やりがいのある仕事だと思いますけれども、なぜ若者がそういう公務員離れをしたのかということをいろいろと大臣になつてから考えますと、やはり、非常に、若い職員が長時間労働だ、こういうこともございますし、そして、仕事にやりがいを感じられない、こういうことが言われているところでございますので、そのために、若い優秀な職員の能力を最大限に発揮できるような職場づくりをしていかなきゃいかぬ、このように思つてるところでございます。

このために、やはり、職場の管理職一人一人が、意義が乏しくなつた非効率な業務、いわゆるルーチンワークの廃止やまた仕事の効率化、さらにはまた、部下の成長を促すための日々の業務を通じた助言、指導の徹底などを通じて、若手職員が意欲と能力を遺憾なく発揮できる職場の環境をつくつていかなきゃいかぬじゃないか、このように思つております。

そのために、現在、内閣人事局と人事院の若手職員が集まりまして、そして、率直な議論を展開して、公務員の未来の働き方、あるいは公務員とは何ぞやというようなことを今議論して、私と人事院総裁に近く提言をいただくことになつておるわけでございます。

そういう提言を無にすることなく十分に生かして、そして、いわゆる若い優秀な人が、憲法十五条二項に明記されているように、国民の全体の奉

仕者として頑張れるような、そんな環境をつくつていきたいし、そういうことに努めていきたい、このように思つております。

〇階分科員 時間が来たので終わりますけれども、そういう若い人の模範となるように我々もしっかりと身を律していくべきだというふうに思いますので、大臣、また次回、答弁よろしく願ひします。

〇島尻主査 これにて階猛さんの質疑は終了いたしました。

次回は、明十七日木曜日午前九時から本分科会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

L